中津市住宅改修マニュアル

（令和7年度版）

１．対象者

要支援１・２、要介護１～５の認定を受けており、自宅（介護保険被保険者証に記載されている住所）で生活している中津市の被保険者。

２．住宅改修の種類

（１）手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

【給付対象外となるもの】

床に据え置いて使用するもので、取付け工事を伴わないもの。

家具に取り付けるもの。ただし、床、壁への取り付けの補助として家具にも固定する場合は除く。

【中津市の審査基準】

玄関や勝手口など、家の出入り口に手すりを取り付ける場合、給付対象は原則としていずれか一箇所のみとする。二ヶ所以上の出入り口に手すりを取り付ける必要がある場合は、それぞれの出入り口の用途を理由書に明記すること。（外出の際に玄関を、ゴミ出し・洗濯物干しの際に勝手口を利用するなど。）

通路やトイレ等の左右両側に手すりを設置する際は、脳梗塞による右上下肢の麻痺による筋力の左右差等、身体的な要因が明記されているか。

（２）段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの。

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室のかさ上げ等が想定される。

【給付対象外となるもの】

昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事。

取付け工事を伴わないスロープ、すのこ等の設置。

【中津市の審査基準】

通路幅は原則１ｍまでとする。ただし、車椅子で方向転換を行う場所、利用者の状況により１ｍを超える幅が必要な場所、屋外であり転倒の危険がある場所などは別途考慮する。

玄関や勝手口など、家の出入り口で段差解消工事を行う場合、給付対象は原則としていずれか一箇所のみとする。二ヶ所以上の出入り口で段差解消工事を行う必要がある場合は、それぞれの出入

り口の用途を理由書に明記すること。（外出の際に玄関を、ゴミ出し・洗濯物干しの際に勝手口を利用するなど。）

段差解消のために、部屋全体をかさ上げする場合、日常生活動線上で使用する部分のみ対象とする。広い範囲をかさ上げする場合においては、按分して支給対象とする。

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。

※カタログの添付が必要（滑り止めの効果を確認するため）

【給付対象外となるもの】

転倒時の危険軽減を目的とするクッション性に優れた床材への変更。

老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗による床材の張替え

【中津市の審査基準】

通路幅は原則１ｍまでとする。ただし、車椅子で方向転換を行う場所、利用者の状況により１ｍを超える幅が必要な場所、屋外であり転倒の危険がある場所などは別途考慮する。

（４）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含む。

【給付対象外となるもの】

引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、動力部分の費用相当額。

（５）洋式便器等への便器の取替え

主に和式便器を洋式便器に取り替える場合が想定される。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えも含まれる。

身体状況に合わせた高さにするため、洋式便器から洋式便器へ変更する場合も給付対象となるが、その場合は現在の高さが適当でない理由を理由書に明記すること。

【給付対象外となるもの】

既に洋式便器である場合の暖房便座、洗浄機能（ウォシュレット）等の付加。

非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合、水洗化または簡易水洗化の費用相当額。

（６）その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

・手すり取付のための壁の下地補強
・浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
・床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
・便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更